

長野県教育委員会教育長告示第2号

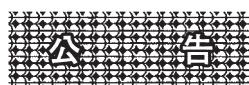
次に掲げる長野県教育委員会教育長告示の規定により算定する額は、平成26年3月31日までに貸与申込書又は免除申請書を提出した者については、これらの規定にかかわらず、平成25年7月31日における生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める保護の基準に基づいて算定する額とします。

平成25年8月1日

長野県教育委員会教育長 伊藤 学 司

- 1 高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規程（昭和49年長野県教育委員会教育長告示第7号）第2条第1号のウ
- 2 長野県高等学校等奨学金及び遠距離通学費貸与規程（昭和55年長野県教育委員会教育長告示第1号）別表
- 3 平成14年長野県教育委員会教育長告示第1号の規定に基づきなお効力を有することとされる同告示による廃止前の地域改善対策高等学校等進学奨励金貸与規程（昭和57年長野県教育委員会教育長告示第7号）第13条第2項第2号

高校教育課

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年8月1日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成25年7月16日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ちゅお
- 3 代表者の氏名
鈴木 周一
- 4 主たる事務所の所在地
諏訪市大字上諏訪6372番地1
- 5 定款に記載された目的
この法人は、障害をもつものに対して、野菜・果樹等の生産販売などの活動を通して社会参加や自立的生活力を養う事業を行い、障害者の生きがいと働く場を提供すると共に、共生する豊かな地域づくりの促進と福祉の増進に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年8月1日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成25年7月17日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人介護家族サポートセンターレインボーハウス
- 3 代表者の氏名
松丸道男
- 4 主たる事務所の所在地
千曲市大字栗佐806番2号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、障害児者や高齢者を抱える家族を支えることを中心に活動する。その為に必要な介護家族のニーズの把握から障害者（特に高齢障害者）・高齢者の生活支援、介護サービス、権利の擁護、そして生活環境に関する事業と支えあう協同のネットワークづくりを行い、福祉及び地域環境の改善・発展に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年8月1日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成25年7月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人お仕事チーム
- 3 代表者の氏名
江村喜明
- 4 主たる事務所の所在地
北佐久郡御代田町大字塙野895番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、障害のある人をはじめとして、社会的に働く場が得にくく、また社会体験の場が限られた人たちに対して、協働での仕事づくりとそのための支援活動、また社会体験の場の提供に関する事業を行うことを通じて、一人一人の多様な生き方、働き方を支援する仕組みづくり・組織づくりをし、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年8月1日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成25年7月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人侍学園スクオーラ・今人

3 代表者の氏名

長岡秀貴

4 主たる事務所の所在地

上田市本郷1524番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、コミュニティーフリースクールの運営を中心に、さまざまな活動を通して、

- 1 不登校並びに不登校を経験した子どもたちと、学校外の学び・交流を求める若者たちの教育のあり方を創造・発展させ、学歴社会を変革すること、
 - 2 生きる希望を失い、社会との交流を断ち、自宅などに引きこもる人々の生活、権利を擁護し、生きる希望を共に模索し、生きる力を育むこと、
 - 3 自分の生き方や成長を深く考え、自己探求を繰り返し、魅力ある人間になるために、誰もが通える学び舎として、文化・芸術活動発表の機会、環境、情報、手段、企画を提供すること、
 - 4 公教育以外の選択肢として、コミュニティーフリースクールが市民権を得ること、
- に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人よおか総合型地域スポーツクラブ

3 代表者の氏名

酒井 浩文

4 主たる事務所の所在地

下伊那郡豊丘村大字神穂4131番地3

5 定款に記載された目的

この法人は、広く住民に対し、健康・競技スポーツの指導・養成等の事業、及びスポーツ教室・大会の企画・運営等の事業を行い、もって住民の健康保持・増進・疾病の予防・子どもの健全育成、並びにスポーツの振興と地域の活性化に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見を、同条第3項の規定により次のとおり公告し、意見を縦覧に供します。

平成25年8月1日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アピタ岡谷店

岡谷市銀座1-4777-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

諒訪倉庫株式会社

岡谷市郷田1-3-1

3 意見の対象となった届出に係る公告年月日

平成25年4月4日

4 大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定により岡谷市から聴取した意見

(1) 「岡谷市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」に適合するようにされたい。

(2) 歩行者の通行の利便性と安全に配慮されたい。

5 意見書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課及び長野県諒訪地方事務所商工観光課

6 縦覧の期間

平成25年8月1日から平成25年9月2日まで

経営支援課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年8月1日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成25年7月23日

公告

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり遊漁規則の変更を認可しました。

平成25年8月1日

長野県知事 阿部 守一

1 漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号

漁業権者の名称	漁業権者の住所	漁業権の免許番号
北信漁業協同組合	上水内郡飯綱町大字牟礼936-2	内共第2号

2 変更の内容

(1) 遊漁期間

魚種	変更前	変更後
にじます	周年 ただし、10月1日から翌年3月第3日曜日の前日までは、長野市豊野町大倉入り橋から下流の鳥居川と、山ノ内町夜間瀬橋下部堰堤から下流の夜間瀬川のみとする。	周年 ただし、10月1日から翌年3月第3日曜日の前日までは、長野市豊野町大倉入り橋から下流の鳥居川と、山ノ内町夜間瀬橋下部堰堤から下流の夜間瀬川及び横湯川の天川橋上流の堰堤から星川橋までの区間のみとする。

(2) 禁止区域

河川名	変更前		変更後	
	区域	期間	区域	期間
鳥居川	長野市戸隠奥社入口の組合が設置した標識から下流200mの標識までの区域	周年	長野市戸隠奥社入口の組合が設置した標識から上流全域（森林植物園）及び下流200mの標識までの区域	周年

3 変更後の遊漁規則の施行日

平成25年7月29日

園芸畜産課

公告

県営高峯地区土地改良事業計画を定めましたので、次とおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定より、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成25年8月1日

長野県知事 阿部守一

1 縦覧に供する書類

県営高峯地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成25年8月2日から平成25年8月29日まで

3 縦覧の場所

小諸市役所

農地整備課

公告

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定による許可をした次の特定開発行為に関する対策工事等が完了しました。

平成25年8月1日

長野県知事 阿部守一

1 特定開発行為の許可年月日及び許可番号

平成25年7月4日 長野県指令25砂第68号

2 開発区域に含まれる地域の名称

松本市城山1246-1の全部並びに1235-1、1235-4、1235-6及び1246-9の各一部

3 特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名

松本市白板2-3-31

有限会社セス・コーポレーション

代表取締役 中島義博

砂防課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年8月1日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画の種類及び名称

松本都市計画区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 市街化区域

平成22年長野県告示第643号で定めた松本都市計画市街化区

域に松本市村井町南の一部を加える

(2) 市街化調整区域

松本都市計画区域のうち市街化区域を除く区域

3 都市計画の案の縦覧場所

長野県建設部都市計画課、長野県松本建設事務所及び松本市役所

4 縦覧期間

自 平成25年8月2日

至 平成25年8月16日

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成25年8月1日

長野県知事 阿部 守一

1 都市計画の種類及び名称

須坂都市計画地域地区 用途地域

2 縦覧場所

長野県建設部都市計画課及び須坂市役所

都市計画課

公告

立科土地改良区の役員について、次のように退任の届出がありました。

平成25年8月1日

長野県佐久地方事務所長 青柳 郁生

理 事

退 任

氏 名 住 所

飯島竹治 北佐久郡立科町大字桐原1088番地3

農地整備課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年8月1日

長野県教育委員会教育長 伊藤 学司

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

県立学校情報通信ネットワークシステム一式

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成26年1月1日から平成31年12月31日まで（地方自治法

（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 借入場所

入札説明書及び仕様書によります。

(5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 借入物品等に關し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県教育委員会事務局教育総務課

電話 026（235）7423

4 入札説明会の日時及び場所

(1) 日時 平成25年8月7日（水）午前10時30分

(2) 場所 長野県庁 8階教育委員会室

5 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年9月11日（水）午前10時30分

イ 場所 長野県庁 8階教育委員会室

(3) 郵送（書留郵便に限る。）による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成25年9月10日（火）午後5時

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2

（県庁専用郵便番号 380-8570）

長野県教育委員会事務局教育総務課

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

6 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県教育委員会教育長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

7 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased :
Computer and server system at prefectural senior high schools

(2) Lease Duration:

From January 1, 2014 until December 31, 2019

(3) Delivery place:

As described in the tender description and specification

(4) Contact place for information about the tender:

description/conditions/and other inquiries:
Education General Affairs Division, Nagano
Prefectural Board of Education
692-2 Aza Habashita,Oaza Minami-nagano,Nagano
City
TEL 026-235-7423

(5) Time and Place for the bid tendering and opening:

Time: 10:30 AM September 11, 2013

Place:Board of Education meeting room (8th floor of Nagano Prefectural Office building)

(6) Time limit for the tender by mail and the delivery location:

Time: 5:00 PM September 10, 2013

Place:Education General Affairs Division, Nagano
Prefectural Board of Education
380-8570(Exclusive postal code for Nagano
prefectural Government)

教育総務課

正 誤

平成25年4月11日付け長野県告示第243号「解除予定保安林にする旨の通知」中

ページ 行(箇所)

2 左側下から2

誤 道路用地とするため

正 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

平成25年4月11日付け長野県告示第244号「解除予定保安林にする旨の通知」中

ページ 行(箇所)

2 右側下から2

誤 河川管理施設用地とするため

正 河川管理施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

平成25年4月11日付け長野県告示第245号「解除予定保安林」中

ページ 行(箇所)

3 左側12

誤 道路用地とするため

正 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

平成25年4月15日付け長野県告示第251号「解除予定保安林にする旨の通知」中

ページ 行(箇所)

4 左側13

誤 道路用地とするため

正 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課